

SBI ホールディングス株式会社 コーポレート・ガバナンス基本方針

企業を取り巻くステークホルダー（利害関係者）は、顧客、株主や従業員に加え、一般消費者、取引先、あるいは広く地域社会などによって構成されている。SBI グループは、社会の一構成要素としてその社会性を認識し、幅広いステークホルダーの要請に応えながら、事業を通じて社会の維持・発展に貢献するべく「顧客中心主義」の基本観に基づき、真にお客さまの立場に立った事業運営を行う。また、サステナビリティを巡る課題への対応を行いつつ事業を営んでいく過程においては、社会的信用を獲得していくことが不可欠であると考えており、企業価値向上にも資する適切なコーポレート・ガバナンス体制の充実に向け、意思決定の透明性・公正性と経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の確保に努める。

I SBI グループの経営理念・SBI グループの考える企業価値

1 経営理念とビジョン

SBI グループは、「経営理念」と「ビジョン」を明確に区別し、「経営理念」は経営トップの交代や環境変化によって簡単に変更されることのない、長期的・普遍的な価値観や存在理由を体现するものとして捉え、「ビジョン」は望ましい組織の将来像を具体的に示す、現実妥当性や信頼性がなければならないもので、現在のような変化の激しい時代では中期的なものとして捉えている。

(1) SBI グループの 5 つの経営理念

正しい倫理的価値観を持つ

「法律に触れないか」、「儲かるか」ではなく、それをすることが社会正義に照らして正しいかどうかを判断基準として事業を行う。

金融イノベーターたれ

革新的技術を導入し、より顧客便益性を高める金融サービスを提供することで、従来の金融のあり方に変革を与える。

新産業クリエーターを目指す

21 世紀の中核的産業の創造および育成を担うリーディング・カンパニーとなる。

セルフエボリューションの継続

「創意工夫」と「自己変革」により経済環境の変化に柔軟に適応すべく、自己進化し続ける。

社会的責任を全うする

SBI グループ各社は、社会の一構成要素としての社会性を認識し、さまざまなステークホルダー（利害関係者）の要請に応えつつ、社会の維持・発展に貢献していく。

(2) SBI グループのビジョン

下記 Web ページを参照。

<https://www.sbigroup.co.jp/company/information/vision.html>

2 SBI グループの考える企業価値

SBI グループは、企業価値とは顧客価値・株主価値・人材価値の総和であると定義する。

企業価値は、企業が顧客に提供する財・サービスの本源的価値である顧客価値の創出が土台となり、株主価値・人材価値と相互に連関する好循環の中で増大する。

グループ全体で「顧客中心主義」を徹底し、顧客価値を増大させることができれば、それは業績の向上に寄与し、株主価値が高まるだけでなくより優秀な人材の確保が可能となって人材価値の向上につながる。優秀な人材が確保できれば、より良い商品やサービスを創出することができ、更に顧客価値が増大する。SBI グループは、このような好循環を生み出すことで、企業価値を増大させていくことを目指す。

II ステークホルダーとの関係

1 基本方針

(1) SBI グループの行動規範

当社は、経営理念に基づき、ステークホルダーとの関わりについての行動規範として、『SBI グループ・コンプライアンス行動規範』を定める。SBI グループの全役職員は、これを遵守し、行動規範が広く実践されるよう努める。

(2) 会社情報の開示

当社は、あらゆるステークホルダーに対して、当社の重要事項を適切かつ速やかに開示することで株式上場企業としての責務を果たすとともに、経営の透明性・公正性を確保し、企業価値の向上を図ることを情報開示の基本方針とする。

2 顧客との関係

SBI グループは、企業が提供する財・サービスの本源的価値であり企業価値の土台となる顧客価値を最大化するべく、「顧客中心主義」をグループ全事業で貫く。SBI グループ役職員は、各々がリーダーシップを発揮し、この基本観に基づく顧客サービスの提供等を行うことで、顧客満足度を高め、顧客価値の創出・増大に努める。

3 株主との関係

(1) 株主の権利

当社は、すべての株主が株主の権利を確保し適切に行使できるよう、次に掲げる事項を遵守する。

- (i) 株主総会に関する情報を適時・適確に開示する。
- (ii) 議案について検討する時間を十分に設けるため、原則として株主総会の 3 週間程度前に招集通知を発送するとともに当社ホームページ上で公表する。
- (iii) インターネットによる議決権の行使が行える環境を整備する。また、当社英語版ウェブサイトを通じ、招集通知の議案情報に関する英訳および英文招集通知を公表する。
- (iv) 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案について分析する。

(2) 投資家との建設的な対話に関する基本方針

当社は、株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話を IR 活動を通じて積極的に行うために、基本方針を定める。(添付 1 参照)

(3) 資本政策

(i) 当社の配当政策の基本方針は下記 Web ページを参照。

https://www.sbigroup.co.jp/investors/management/dividend_policy.html

(ii) 希釗化を伴う資本政策を実施する際は、既存株主価値を不当に害することのないよう、その合理性を総合的に勘案し、実行にあたっては株主に対して十分な説明を行う。

(4) 政策保有株式

(i) 保有方針

当社は、SBI グループの事業発展と当社の企業価値向上に貢献する事業提携や協業等を行う際、それにより相手方の企業価値の向上も見込まれる等の合理性がある場合には、将来の株式売却による利益獲得を視野に、相手方の株式を取得し保有することがある。取締役会は、個別の上場政策保有株式について、その保有目的と合理性を毎年検証する。具体的には、株式の保有が相手先との関係の維持・強化に寄与しているか等の定性面、および配当金や相手先が関連する取引からの収益が、当社の資本コストに見合ったものか等の定量面から精査を行い、総合的に勘案して保有の合理性が認められない場合には、原則として保有株式の売却を進める。

当社は、政策保有株主が存在する場合に、会社や株主共同の利益を害する経済合理性を欠くような取引を当該企業と行わない。また、当該政策保有株主からその株式の売却の意向が示された場合には、取引縮減の示唆等により売却を妨げることは行わず、適切に対処する。

(ii) 議決権行使の方針

議決権の行使にあたっては、議案の内容が SBI グループの企業価値を毀損するものではないことを確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で議決権の行使を行うものとする。

(5) 買収防衛策

当社は、原則として買収防衛策を導入しない。

(6) 関連当事者取引

当社が主要株主（議決権の 10%以上を保有する株主）との間で取引を行う場合、および当社が当社取締役との間で取引を行う場合には、取締役会の承認を要するものとする。

上記を除き、当社または当社の子会社とそれらの関連当事者との間で取引を行う場合には、取締役会はその内容について適切に監督するものとする。

4 従業員との関係

(1) 意欲に応える公正な処遇

従業員の処遇は、「功ある者には禄を与え、良識・見識ある者には地位を与える」という方針のもと、成果および結果にいたるプロセスを重視し、経験・能力・業績への貢献度等に応じて総合的に評価する。

(2) 多様性（ダイバーシティ）の尊重

SBI グループは、従業員一人ひとりが国籍や人種、宗教、年齢、性別、性的指向、障がいの有無にかかわらず活躍できる取組みを行うとともに、広い視野を持って自律的にキャリアを構築し、多様なフィールドで活躍できる職場環境作りにも注力している。また、採用・昇格・昇進などの全てにおいて何ら区別を

付けることなく、実力に応じた評価をする。

(3) 内部通報制度

- (i) 当社は、SBI グループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況およびその内容について監査役へ定期的に報告する。
- (ii) 当社は、内部通報制度を利用した通報者、および SBI グループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告した SBI グループ役職員または子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わない。
- (iii) 取締役会は、内部通報制度の運用状況を監督する。

5 地域社会との関係

SBI グループの事業活動の根底には、儲かるかどうかではなく、「私たちの社会を公正で、快適で、環境適合的で、安全なものにしたい」という信念がある。この信念のもと、社会の一構成要素としてさまざまなステークホルダーとの調和を図りながら、社会正義に照らして正しいことを事業化し実践するだけでなく、直接的な社会貢献にも積極的に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献する。

III ガバナンス体制の基本方針

当社は、組織形態として監査役会設置会社を選択し、取締役会および監査役会を設置する。

取締役会は、重要事項の決定や業務執行状況の監督を行い、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社が定める独立性の基準（添付 2 参照）を満たす社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）を原則として取締役会の員数の 3 分の 1 以上確保することで、経営の妥当性の監督強化と経営の透明性向上を図る。一方、監査役は、業務執行機関から独立した機関として取締役の職務執行を監査することにより、社会的信赖に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。特に、監査役は株主から直接選任され、子会社に対する調査や取締役の責任の追及において単独の裁量判断にしたがって監査を行う権限を有しており、常勤監査役を中心に監査役や監査役会と独立社外取締役、会計監査人等との連携を適切に確保することで、より実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の実現を図る。

また、当社は取締役・監査役候補者の指名、経営陣幹部（社長・副社長・専務・常務等の役付取締役）の選解任、取締役の報酬のほか、次世代の経営陣幹部の育成等に係る取締役会の機能や審議プロセスにおける客観性や透明性を高めるため、取締役会の下に独立した諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する「経営諮問委員会」を設置する。

1 取締役・取締役会

(1) 取締役の役割・責務

取締役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社や株主共同の利益のために行動するものとし、下記の責務を負う。

- (i) 取締役は、取締役会を構成するとともに、代表取締役・業務執行取締役・執行役員等の業務執行者の業務執行を監督する。
- (ii) 取締役は、当社に対して善良なる管理者としての注意義務、および当社のため忠実にその職務を行

う義務を負う。

- (iii) 取締役は、職務の遂行や意思決定に資すると考える十分な情報を収集するとともに、その役割・責務を適切に果たすため、自ら研鑽に努める。
- (iv) 取締役は、自らの知識・経験等に基づき、建設的で闊達な議論や意見交換を積極的に行い、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献する。
- (v) 独立社外取締役は、特に独立した客観的な立場からの判断を期待されていることを認識し、取締役会で適切に意見を述べるよう努める。

(2) 取締役会の役割・責務

- (i) 取締役会は、取締役をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (ii) 原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (iii) 取締役会は、法令上定められている事項および重要事項として定める事項に関する意思決定を行い、これらを除く事項については、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会にて決定した職務権限に関する規程に基づき、代表取締役が指定した権限者にその業務執行権限を付与する。
- (iv) 取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上を図る観点から、建設的で闊達な議論や意見交換が行われることを促し、意思決定にあたっては多角的に十分な検討を行う。
- (v) 取締役会は、内部統制システムに関する基本方針を定め、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性確保等のための体制構築と運用状況の監督を行う。
- (vi) 取締役会は、取締役・監査役候補者および代表取締役を含む経営陣幹部の選解任にあたり、その審議プロセスの客観性や透明性の確保を図るため、経営諮問委員会に、それぞれの資質や職務遂行能力、実績、経営手腕等を諮問し、同委員会の答申を勘案した上で決定する。なお、取締役および監査役の各候補者の選解任理由については、株主総会招集通知に記載する。
- (vii) 代表取締役は、当社の持続的成長を支える次世代の経営陣幹部を育成するため、執行役員を中心に幹部候補者を選定し、その育成に努める。代表取締役は、日々の業務執行を通して、幹部候補者の能力・人格・品格・見識を多面的に評価しつつ、候補者の研鑽を常にサポートする。
また、取締役会は、当該幹部候補者の育成について、経営諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を受けることで、実績や成果のほか、将来の経営陣幹部として必要な見識、決断力および職務遂行能力等が養われているかの評価を行うなど、その運用状況を適切に監督する。

(3) 取締役候補者の指名

- (i) 手続き
取締役候補者の決定にあたっては、代表取締役がその職務を通じ、適任であると判断した者を取締役候補者として選定する。指名にあたっては、候補者が取締役または経営者として必要とされる資質や能力等の要件を満たしているかなど、経営諮問委員会に諮問した後、取締役会にて取締役候補者を指名し、株主総会の決議により選任する。
- (ii) 方針
取締役候補者の指名にあたっては、機動的な招集と闊達な議論を可能とする適正な人数を確保し、国籍や人種、性別、年齢に捉われることなく、取締役の知識・経験・能力・役割等のバランスを考慮の上、次に掲げる事項を検討する。

- ・ 取締役候補者は、次の 2 点を考慮して決定する。
 - ① 株主に対する受託者責任を認識し、当社に対する善良なる管理者としての注意義務、および当社のため忠実にその職務を行うべき義務を適切に果たしうる資質を備えていること
 - ② 経営または経営の監督に際して、十分な専門知識・豊富な経験・見識等を有し、当社の企業価値向上に貢献しうる適切な意思決定を行えること
- ・ 独立社外取締役候補者は、第三者の視点から経営を監督するに足る十分な見識や、豊富な職務経験、会社経営・財務・会計・法律等の分野における高い専門性、または当社の事業領域に関する知見・経験などを有していること
- ・ 独立社外取締役候補者が他の会社の役員を兼任する場合には、当社において上記の役割を適切に果たすことが可能であること
- ・ 取締役候補者のうち、経営陣幹部として選任することを予定している者については、特に SBI グループ全体または SBI グループの重要な事業についてその知識・経験等を活かし、当社の企業価値向上に貢献できると見込まれること

(4) 取締役の報酬

(i) 手続き

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬のほか、会社業績等に基づく賞与および、株式報酬制度である譲渡制限付株式報酬で構成されており、経営諮問委員会の答申を経た上で、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務内容・責任・権限・貢献度等を勘案して支給額を決定する。また、社外取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び賞与で構成されており、同じく株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会が各取締役の支給額を決定する。ただし、いずれについても取締役会が代表取締役に決定を一任した場合は、代表取締役がこれを決定する。

(ii) 方針

取締役の基本報酬は、月例の金銭報酬とし、次に掲げる事項を考慮し、支給額を取締役ごとに定める。

- ・ 従業員給与の最高額
- ・ 過去の同順位の取締役の支給実績
- ・ 当社の業績見込み
- ・ 取締役の報酬の世間相場
- ・ 当社の業績等への貢献度
- ・ 就任の事情
- ・ その他

取締役の賞与は原則として年 1 回、譲渡制限付株式報酬は取締役在任中に適時支給するものとし、個々の取締役の職責や職務執行状況等を基礎とし、経営環境等も踏まえ、当該取締役の貢献度を総合的に勘案して支給額を決定する。従って、特に定量的な目標設定は行っていない。

また、基本報酬、賞与、および譲渡制限付株式報酬の割合に関しては、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定する。

(5) 経営諮問委員会

当社は、複数の独立社外取締役の活用を通じ、外部の視点から経営の透明性を高めるとともに、取締役会の監督機能の強化に取り組んでいる。

取締役会の下に設置する独立した諮問機関である経営諮問委員会は、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、取締役・監査役候補者の指名、経営陣幹部の選解任、取締役の報酬のほか、次世代の経営陣幹部の育成等に係る取締役会の機能や審議プロセスに適切に関与し、その決定についての客観性や透明性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的に運用する。

また、独立社外取締役は、取締役会において適切かつ積極的に議論を行い、独立した立場から職務を適切に執行するため、定期的に開催する同委員会において客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

なお、必要に応じて、同委員会に監査役が参加できるものとする。

(6) 取締役会の評価

取締役会は、毎年一回、取締役会全体の実効性を分析・評価し、抽出した課題の改善に取り組むことで、取締役会の実効性向上に努める。

2 監査役・監査役会

(1) 監査役の役割・責務

監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社や株主共同の利益のために行動するものとし、下記の責務を負う。

- (i) 監査役は、業務執行機関から独立した機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。
- (ii) 監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動する。
- (iii) 監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努める。
- (iv) 監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努める。
- (v) 監査役は、当社および子会社の取締役および使用人等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努める。
- (vi) 常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境整備および社内の情報収集に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。
- (vii) 常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努める。

(2) 監査役会の役割・責務

- (i) 監査役会は、すべての監査役で組織され、常勤の監査役を選定する。
- (ii) 各監査役は、監査役会が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務遂行の状況を監査役会に報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努める。ただし、監査役会の決議は、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。
- (iii) 監査役会は、必要に応じて取締役または取締役会に対し、監査役会の意見を表明する。
- (iv) 監査役会は、会計監査人の独立性・専門性並びに職務の遂行状況の適切性、監査役とのコミュニケーションの状況等の観点から、会計監査人の評価基準を定め、会計監査人の再任の適否を判断する。
- (v) 監査役および監査役会は、独立社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化

を図ることができるよう、独立社外取締役との連携の確保に努める。

(3) 監査役候補者の指名

(i) 手続き

監査役候補者の決定にあたっては、代表取締役がその職務を通じ、適任であると判断した者を監査役候補者として選定する。指名にあたっては、候補者が監査役として必要とされる資質や能力等の要件を満たしているかなど、経営諮問委員会に諮問した後、監査役会の同意を得て取締役会にて監査役候補者として指名し、株主総会の決議により選任する。

(ii) 方針

取締役会は、監査役候補者の決定にあたり、財務・会計に関する十分な知見を有している者が少なくとも一名以上選任されることを考慮の上、次に掲げる事項を検討し指名する。

- ・ 株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で適切な判断を行えること
- ・ 独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき、行動できること
- ・ 財務・会計の知識、法的知見などにおいて豊富な知識・経験を有し、また監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有していること

3 会計監査人

当社は、会計監査人が財務に関する情報の信頼性を確保することを重要な任務とし、株主や投資家に対し責務を負っていることを認識する。また、会計監査人が適正に監査を行うことを可能にする環境を整備するため、監査日程の確保に努め、常駐できる会議室を設けるほか、会計監査人と当社の代表取締役・財務担当取締役との定期的な面談の実施や、監査役・内部監査部門・独立社外取締役との連携体制を確保する。

会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合は、ただちに取締役会および監査役会へ連携するとともに、代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり調査し是正する。

4 支援体制

(1) 取締役会の運営方針

取締役会は、審議・議論の活性化のため会議運営の方針を次の通り定める。

- (i) 取締役会の資料を、会に十分に先立って、取締役および監査役へ配付する。
- (ii) 当社から取締役および監査役に対して、必要に応じ、審議事項に関する十分な情報を提供する。
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールおよび予想される審議事項について予め通知する。

(2) 情報入手と支援体制

当社は、取締役および監査役からの要請に応じた情報連携等の適切な支援を行う体制を構築し運用する。当社は、取締役および監査役それぞれの役割・責務の実効性を確保するため、内部監査部門と取締役および監査役との適切な情報連携の支援を行う。

(3) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、各取締役・監査役が経営者として必要な知識を習得・更新するためのトレーニング環境を整備する。また、新任取締役・監査役に対し、必要に応じて適時適切にSBIグループの理解を深めるためのトレーニング環境を整備する。

制定・改定履歴

2015年12月22日制定

2016年4月1日改定

2018年12月21日改定

2019年6月27日改定

2021年3月25日改定

2021年12月21日改定

2024年3月14日改定

2025年1月14日改定

添付 1**投資家との建設的な対話に関する基本方針**

当社は、株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話を IR 活動を通じて積極的に行うため、基本方針を次の通り定める。

- ・ 株主・投資家との対話のための活動を企画、実施するための専門部門（IR 担当部門）を設置し、代表取締役がこれを統括する。株主・投資家との個別面談は、随時 IR 担当部門が担い、個別の要望がある場合には、必要に応じて代表取締役、取締役（独立社外取締役、監査役を含む）および執行役員が面談に臨む。
- ・ 決算発表、投資家向け説明会等の株主・投資家との対話を合理的かつ円滑に行うために、IR 担当部門が中心になり、関連部門と緊密に連携をとりつつ、株主・投資家に正確で偏りのない情報を提供する。
- ・ 個別面談以外の対話の手段として、四半期ごとの決算説明会や半期ごとの個人株主向け説明会、株主総会後の経営近況報告会等を開催するほか、証券会社主催の国内外カンファレンスへも随時参加するなど、経営陣が株主・投資家と直接コミュニケーションを行える機会を積極的に設けることとする。また、当社ホームページ上には、日本語・英語での投資家向け説明資料や各種説明会動画等を掲載するなど、株主・投資家に対して積極的な情報提供に努める。
- ・ 株主構成の把握に努め、株主・投資家との対話を通じて寄せられた意見や懸念等は、経営陣や関連部門に対し適宜フィードバックを行うなど情報共有、活用を図り、企業価値の持続的な向上に活かす。
- ・ 株主・投資家との対話をを行う IR 担当部門の担当者は、インサイダーおよび機密情報の取扱いに関する研修を受けるとともに、取締役会決議により定めた「内部者取引管理規程」に基づき、未発表の重要事実の管理を徹底し、適切に株主・投資家との対話をを行う。
また、決算発表準備期間中に未発表の決算情報が漏えいすることを防ぎ、IR 活動の公平性を確保するため、各四半期の決算日翌日から決算発表日まで、決算情報に関する対話を控える「沈黙期間」を設ける。

添付 2**SBI ホールディングス 独立性基準**

取締役会は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外取締役および独立社外監査役の条件を次の通り定める。

- A) 現在または就任の前 10 年間のいずれにおいても、当社および子会社の役員^(注 1) または使用人でないこと
- B) 現在または就任の前 5 年間、当社の主要株主^(注 2)（主要株主が法人・組合等の団体である場合は、当該団体の役員^(注 1) または使用人）でないこと
- C) 現在または就任の前 5 年間、当社と当社の連結収益の 2%を超える取引がある者またはその会社の業務執行者^(注 3) でないこと
- D) 現在または就任の前 5 年間、当社および子会社の主要な借入先（連結総資産の 2%超）の業務執行者^(注 3) でないこと
- E) 現在または就任の前 5 年間、当社から役員報酬以外に多額の金銭^(注 4) その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう。）でないこと
- F) 現在または就任の前 5 年間、当社から多額の寄付^(注 4) を受けている法人・組合等の団体の業務執行者^(注 5) でないこと
- G) 上記 A～F の者^(注 6) の 2 親等以内の親族または生計を一にする者でないこと
- H) 独立社外役員の在任期間は 10 年を上限とすること。ただし、独立社外監査役に関しては、10 年の在任期間が会社法の監査役の在任期間 4 年のうちに到来する場合には、会社法の在任期間の満了までを在任期間の上限とすること
- I) その他利益相反が生じるおそれがないと取締役会が判断した者

注 1 …取締役（独立社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）

注 2 …議決権の 10%以上を保有する株主

注 3 …取締役（独立社外取締役を除く）および使用人

注 4 …「多額」とは、対象者が個人の場合は年間 1,000 万円超、対象者が法人・組合等の団体に所属している場合は年間 1,200 万円超であることをいう

注 5 …組合・学校法人等においては理事相当職

注 6 …法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者